

令和4年度 保険料率に関する論点について

全国健康保険協会 大分支部

今後の運営委員会・支部評議会のスケジュール（現時点での見込み）

	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
	9/16		11/26	12/17 (12/23)	下旬	(下旬)	下旬	
運営委員会	事業計画(R4年度)							
	予算(R4年度)							
	インセンティブ制度: R2年度実績の評価方法							
	インセンティブ制度: 成長戦略フォローアップを踏まえた見直し							
平均保険料率					都道府県単位 保険料率		(保険料率の 広報等)	
・論点 ・5年収支見通し		・評議会意見		・平均保険料率の決定				
					都道府県単位 保険料率			
					・都道府県単位保険料率の決定 ・支部長意見			
支部評議会	平均保険料率							
	インセンティブ制度 R2年度実績の評価 方法							
	インセンティブ制度 成長戦略フォローアッ プを踏まえた見直し							
	支部の事業計画(R4年度)							
支部の予算(R4年度)								
国・その他					政府予算案 閣議決定			
						保険料率の 認可等	事業計画、 予算の認可等	
診療報酬改定								

協会けんぽの都道府県単位保険料率の設定のイメージ

- 都道府県単位保険料率では、年齢構成の高い県ほど医療費が高く、保険料率が高くなる。また、所得水準の低い県ほど、同じ医療費でも保険料率が高くなる。このため、都道府県間で次のような年齢調整・所得調整を行う。

全国一本の保険料率
(平成20年9月まで)

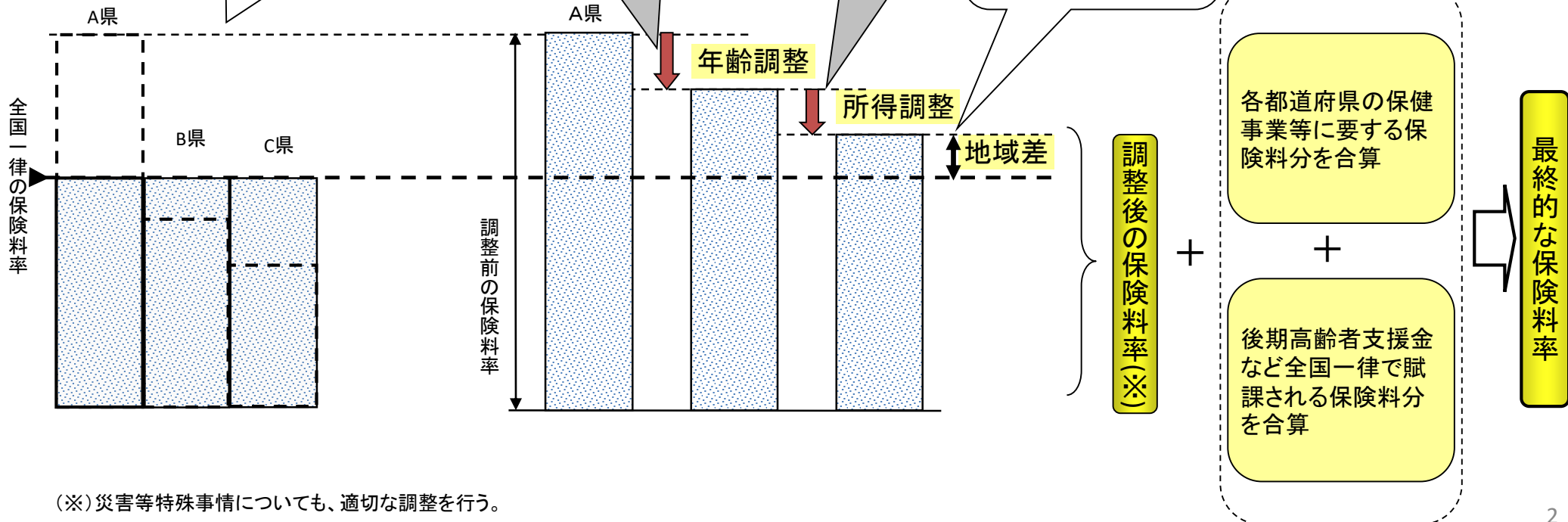
都道府県単位保険料率(平成20年10月から): 年齢構成が高く、所得水準の低いA県の例

都道府県ごとの医療費の水準にかかわらず保険料率は一律

年齢構成を協会の平均とした場合の医療費との差額を調整

所得水準を協会の平均とした場合の保険料収入額との差額を調整

年齢調整・所得調整の結果、都道府県ごとの保険料率は、医療費の地域差を反映した保険料率となる。



令和4年度平均保険料率に関する論点

1. 平均保険料率

《現状・課題》

- ✓ 協会けんぽの令和2年度決算は、収入が10兆7,650億円、支出が10兆1,467億円、収支差は6,183億円と、収支差は前年度に比べて784億円増加し、準備金残高は4兆103億円で給付費等の5か月分（法定額は給付費等の1か月分）となった。
- ✓ これは、協会において、ジェネリック医薬品の使用促進、レセプト点検の強化など医療費適正化のための取組を着実に進めてきたことや、中長期的に安定した財政運営を行う観点から、平均保険料率10%を維持してきたことなどによる。
併せて、新型コロナウイルス感染症の影響による保険料収入の減少額よりも、加入者の受診動向等の変化の影響によって、協会発足以来初めて医療給付費が前年度より減少したことによる支出の減少額が上回ったという、特別な状況によるものと考えている。
- ✓ 一方で、協会けんぽの今後の財政については、以下の状況から楽観を許さない状況である。
 - ・ 新型コロナウイルス感染症の影響によって経済状況が不透明であり、保険料収入の見通しも不透明である。平均標準報酬月額 は、令和2年9月以降、対前年同月比マイナスで推移している。一方で、医療給付費は、受診動向等の変化の影響等によって令和2年4、5月に大幅に減少した後、徐々にコロナ禍前の水準まで戻り、令和3年度においては、既にコロナ禍前の水準を上回っている。このため、協会けんぽの財政は、医療費の伸びが賃金の伸びを上回るという財政の赤字構造が解消されていないこと。
 - ・ 高齢化の進展により、高齢者に係る医療費が今後も増大する見込みであり、特に、令和4年度以降、団塊の世代が後期高齢者となることによって、後期高齢者支援金の大幅な増加が見込まれること。
 - ・ 令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響によって健診や保健指導の実施率が落ち込み、健診・保健指導にかかる費用も対前年度比マイナスとなったが、令和3年度の目標実施率を踏まえると、健診・保健指導経費は、前年度と比較して370億円程度の増加が見込まれていること。
 - ・ 健康保険組合の令和3年度予算早期集計では、経済状況の悪化の影響によって約8割の組合が赤字を計上している。今後、健康保険組合の実質保険料率が10%を超える事態になると、財政状況の悪化した組合が解散を選択することも考えられること。
 - ・ 平成29年度半ば頃から被保険者数の伸びが急激に鈍化し続けていること。
 - ・ 今後、高額な医薬品・再生医療等製品の薬価収載や、それらの収載後の効能・効果の追加による処方患者数の増加の可能性もあること。
- ✓ こうした状況も踏まえながら、今後の財政状況を見通す観点から、新型コロナウイルス感染症の影響も含めた、5年収支見通し等の財政状況に関するシミュレーションを行ったところ、平均保険料率10%を維持した場合であっても、数年後には準備金を取り崩さなければならぬ見通しとなっている。

1. 平均保険料率

【論点】

- 協会の財政構造に大きな変化がなく、また、新型コロナウイルス感染症の影響により先行きが不透明である中で、今後の5年収支見通しのほか、人口構成の変化や医療費の動向、後期高齢者支援金の増加などを考慮した中長期的な視点を踏まえつつ、令和4年度及びそれ以降の保険料率のあるべき水準について、どのように考えるか。

※ 平成29年12月19日 運営委員会 安藤理事長発言要旨：「今後の保険料率の議論のあり方については、中長期で考えるという立ち位置を明確にしたい。」

2. 保険料率の変更時期

≪現状・課題≫

- ✓ これまでの保険料率の改定においては、都道府県単位保険料率へ移行した際（平成21年9月）及び政府予算案の閣議決定が越年した場合を除き、4月納付分（3月分）から変更している。

【論点】

- 令和4年度保険料率の変更時期について、令和4年4月納付分（3月分）からでよいか。

前回（7/27）の運営委員会における令和4年度保険料率に関する運営委員の主な意見

- 収支見通しについて、協会けんぽとしては、楽観を許さない状況にあると評価をされている。これまでも平均保険料率10%を維持してきた経緯があるが、保険料の引き下げは議論の対象になるのか。また、今後、9月以降に保険料率の議論が行われるが、保険料率が引き下げられた場合の収支の推計を示していただきたい。
- 後期高齢者支援金について、今後大幅に増えることが示されている。このような協会の財政に大きな影響を与える予測データについては、今後の保険料率の議論の際に、この先15年程度の動向を示し、中小企業数等の動向も示していただくよう検討していただきたい。加えて、協会として、健康保険事業以外で企業支援をしていくようなことも検討いただきたい。
- 決算は問題ないが、準備金が5か月分に積み上がった。コロナ禍による収入の減少により、労使双方から保険料率を引き下げる声が昨年以上に高まることが予想される。今後、準備金の在り方を整理し、考え方を示す必要がある。
- 令和2年度決算について、単年度収支は前年度よりも増加しているが、これはコロナの影響による受診控え等の特殊要因がある。受診動向は元に戻りつつあり、今後予想される後期高齢者支援金等の支出増加、納付猶予された保険料がどれほど回収できるのか等、協会の財政状況は楽観視できないと考える。財政状況の悪化による将来的な保険料率の引き上げに繋がることがないようにお願いしたい。このため、準備金残高については容認すべきと考える。適正な運営管理を行いつつ、国庫補助が減額されることがないようにお願いしたい。
- 資料をみると、被保険者数の動向は伸びが鈍化しており、標準報酬は例年9月に伸びるところが、伸びていない。加入者の一人当たり医療費は今年の3月、4月から伸びており、昨年のコロナの影響から反動がきていると思われる。こういった状況の中、積み上がった準備金の活用を判断することは難しいと思われるので、コロナが収まったところで判断すべき。

(参考) 来年度以降の10年間(2031年度まで)の準備金残高と法定準備金に対する残高の状況 (協会けんぽ(医療分)の5年収支見通しの前提によるごく粗い試算)

5年収支見通し(令和3年9月試算)と同様の前提をおいて、平均保険料率を10.0%で維持した場合について、今後10年間(2031年度まで)の各年度末における協会けんぽの準備金残高と法定準備金に対する残高の状況に係るごく粗い試算を行った。

〈5年収支見通し(令和3年9月試算)における前提〉

○ 令和3、4年度の見込みについて、直近の協会けんぽの実績等を踏まえ、以下の2ケースを作成した。

- ・ケースⅠ：協会けんぽの2021年6月までの実績を基にしたケース
- ・ケースⅡ：ケースⅠより被保険者数や標準報酬月額伸び率を厳しくみたケース

○ 今後の被保険者数等については、次の通りとした。

① 令和3、4年度については、以下の前提を置いた。

表1. 被保険者数の伸び率の前提

	令和3年度	令和4年度
ケースⅠ	0.9%	-0.3%
ケースⅡ	0.0%	-0.6%

② 令和5年度以降については、「日本の将来推計人口」(平成29年4月 国立社会保障・人口問題研究所)の出生中位(死亡中位)を基礎として推計を行った。

③ 令和4年度と令和6年度に実施予定の被用者保険の適用拡大の影響を試算に織り込んだ。

○ 今後の賃金上昇率については、次の通りとした。

① 令和3、4年度については、令和2年度決算等の直近の協会けんぽの実績から、以下の前提を置いた。

表2. 賃金上昇率の前提(令和3、4年度)

	令和3年度	令和4年度
ケースⅠ	-0.4%	0.8%
ケースⅡ	-0.7%	0.2%

② 令和5年度以降の賃金上昇率については、以下の3ケースの前提をおいた。

表3. 賃金上昇率の前提(令和5年度以降)

パターンA	0.8% ^{注1)}
パターンB	0.4% ^{注2)}
パターンC	0.0%

注：1) 平均標準報酬月額(年度累計)の増減率の平成27年度～平成31年度の5年平均(平成28年4月の標準報酬月額の上限改定の影響(+0.5%を除く)。

2) 平均標準報酬月額(年度累計)の増減率の平成23年度～令和2年度の10年平均(平成28年4月の標準報酬月額の上限改定の影響(+0.5%)を除く)。

○ 今後の医療給付費については、次の通りとした。

① 令和3、4年度の加入者一人当たり医療給付費の伸び率については、協会けんぽの実績から、以下の前提を置いた。

表4. 加入者一人当たり医療給付費の伸び率（令和3、4年度）

	令和3年度	令和4年度
ケースⅠ、ケースⅡ	4.6%	1.5%

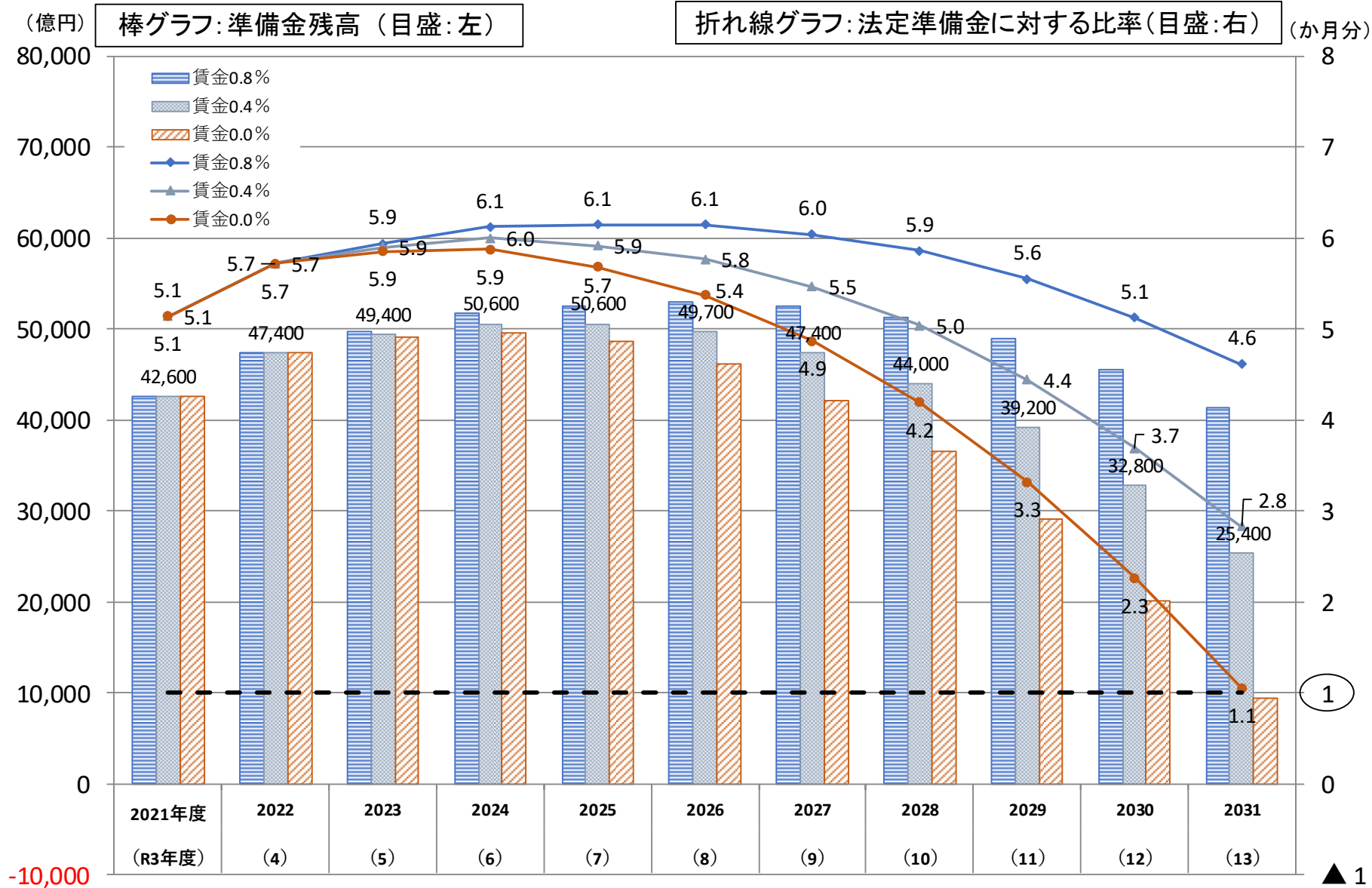
② 令和5年度以降の加入者一人当たり医療給付費の伸び率については、平成28～令和元年度（4年平均）の協会けんぽなどの医療費の伸びの平均（実績）を使用し、以下の前提をおいた。ただし、平成28年度の伸び率は高額薬剤の影響を除外して計算した伸び率を使用した。

表5. 加入者一人当たり医療給付費の伸び率の前提（令和5年度以降）

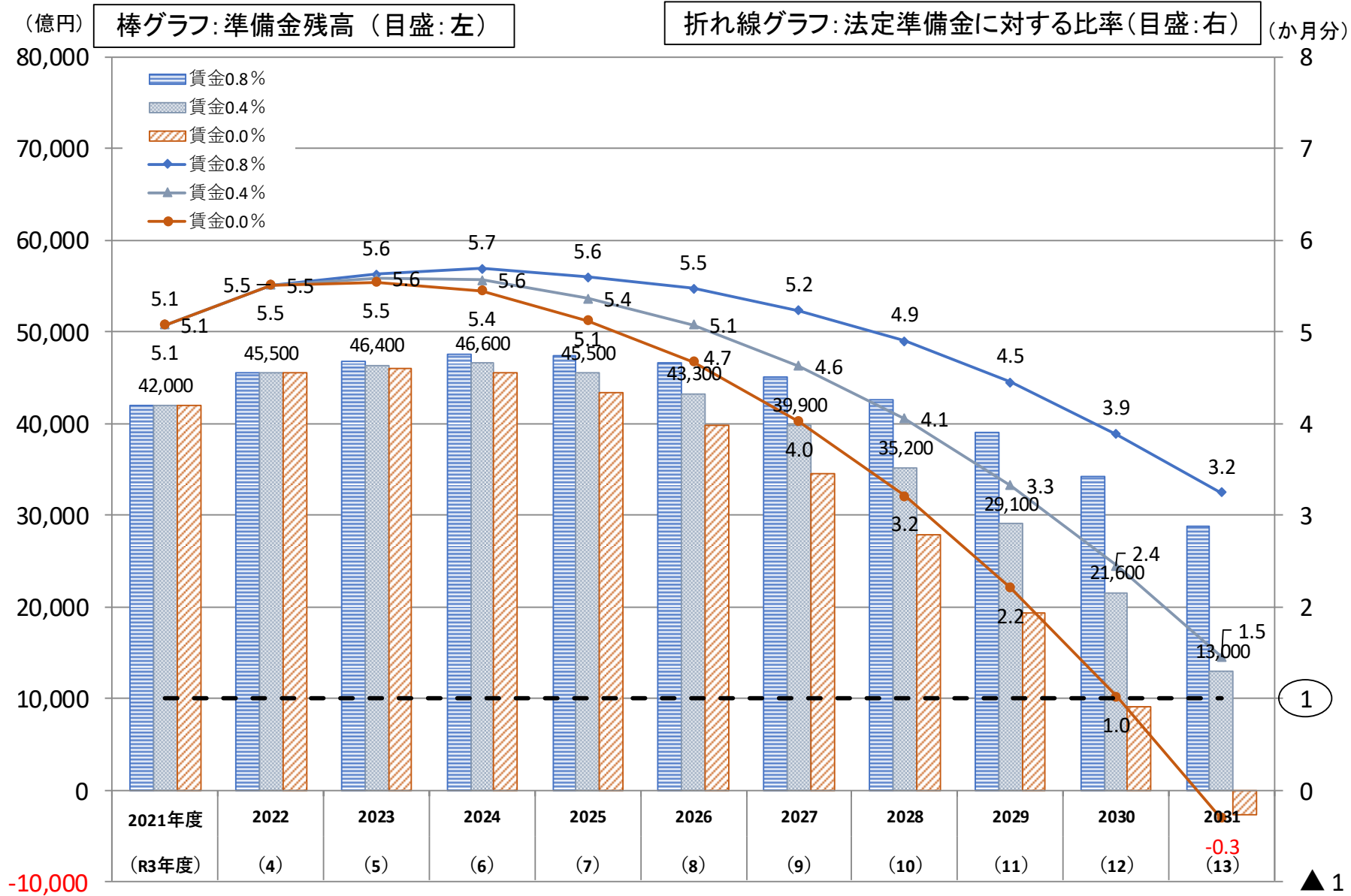
75歳未満	2.0%
75歳以上（後期高齢者支援金の推計に使用）	0.4%

○ 現金給付は、給付の性格に応じ、被保険者数等及び総報酬額の見通しを使用した。

【ケースⅠ】



【ケースⅡ】



5年収支見通し（令和3年9月試算）と同様の前提をおいて、ケースI・パターンB（賃金上昇率0.4%）における令和4年度以降の平均保険料率を10.0%～9.5%でそれぞれ維持した場合について、今後10年間（2031年度まで）の各年度末における協会けんぽの準備金残高と法定準備金に対する残高の状況に係るごく粗い試算を行った。

【ケースI・パターンB（賃金上昇率0.4%）】

